

観光デジタル化推進事業費補助金交付実施要領

第1 通則

観光デジタル化推進事業費補助金の交付に関しては、静岡県補助金交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）、観光デジタル化推進事業費補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）及びこの実施要領（以下、「要領」という。）の定めるところによる。

第2 観光デジタル化推進事業

- (1) 要綱別表に規定する「データ利活用基盤強化事業」のうち、「事業の内容」に掲げる「知事が別に定めるもの」とは、観光関係団体が、観光関係団体が管理するウェブサイトを経済圏観光デジタル情報プラットフォームとデータ連携するために必要な次に掲げるいずれかの事業をいう。

ア API (Application Programming Interface) の構築

イ API の構築及びそれに伴うウェブサイトの改修

- (2) 要綱別表に規定する「データ利活用促進事業」のうち、「事業の内容」に掲げる「知事が別に定めるもの」とは、観光事業者が、観光事業者が管理するウェブサイト又はアプリケーションを経済圏観光デジタル情報プラットフォームとデータ連携するために必要な次に掲げるいずれかの事業をいう。

ア API の構築

イ API の構築並びにそれに伴うウェブサイト又はアプリケーションの改修

ウ API の構築並びに新たなウェブサイト又はアプリケーションの構築

- (3) この要領において「静岡県観光デジタル情報プラットフォーム」とは、観光施設や旅行者等に関するデータを収集・分析し、旅行者ニーズに合った旅行を提案するとともに、観光施設等がマーケティングに活用できる旅行者動向等のデータ提供が可能なシステムであり、様々なウェブサイトやアプリケーションで使われているデータを連携することができるデータ利活用基盤並びにデータ連携したウェブサイト及びアプリケーションの総称をいう。
- (4) 要綱第2(7)に規定する「観光業」とは、旅行業、宿泊業をはじめ、利用客の大半は観光旅行者であることを見込み、サービスを提供する事業をいう。
- (5) 静岡県観光デジタル情報プラットフォームとのデータ連携に当たっては、別に定める「データ利活用基盤サービス(FIWARE)アプリケーション開発ガイドデータ収集蓄積編第2.0版2020年9月」及び「静岡県観光デジタル情報プラットフォーム NGSI データモデル設計書1.1 2020年9月29日」によるものとする。

第3 補助対象事業者

- (1) 補助対象事業者は、次のいずれにも該当しないものとする。

ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされているもの

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する営業を行うもの

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下、「法」という。）第2条第2号に該当する団体

エ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しないもの）であるもの

オ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表するもので役員以外のものをいう。）が暴力団員等であるもの

カ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用しているもの

- キ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与しているもの
 - ク 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの
 - ケ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結しているもの
- (2) 補助対象事業者は、補助金の執行に係る全ての責任を負う。

第4 補助対象経費

- (1) 要綱別表に規定する「データ利活用基盤強化事業」又は「データ利活用促進事業」の実施に要する経費であり、次に該当するものをいう。
- ア システムエンジニア等の専門的な知識、技術及び技能を有する者の派遣に係わる経費（報償費、旅費）
 - イ 補助対象事業者において、「データ利活用基盤強化事業」又は「データ利活用促進事業」の実施に直接関与する者の作業に係わる経費（人件費）
※人件費<円未満切捨て>=時間給（（基本給+諸手当）/年間所定労働時間）×作業時間数
 - ウ システムエンジニア会社等への外部委託に係わる経費（委託料）
 - エ 連絡調整等に係わる経費（役務費）
 - オ その他事業の実施に当たって必要な経費として知事が認めるもの
- (2) 収入においては、他の県費補助金等がある場合には、その金額を補助対象経費から控除する。ただし、事業主体の構成員や事業参加者が負担する負担金や協賛金（企業協賛金を含む。）等は控除しない。
- (3) 事業実施に当たり、特別会計等の区分経理を行うこと。
- (4) 補助対象経費は、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものに限る。
- (5) 国の補助金や県の他の補助金等と重複する事業は、補助対象外とする。

第5 応募申請

補助金を希望する者は、原則として事業開始日の1か月前までに、次の提出書類により応募申請するものとする。

- (1) 応募申請書（様式第1号）
- (2) 事業者概要（様式第2号）
- (3) 事業計画書（様式第3号）
- (4) 収支予算書（様式第4号）
- (5) 支出明細書（様式第5号）

第6 利用者登録

- (1) 要綱第7に規定する実績報告提出後、県は別に定める「静岡県オープン API 利用者申請書兼通知書」（以下、「API 利用者申請書」という。）を補助対象事業者に送付するものとする。
- (2) 補助対象事業者は、API 利用者申請書を県へ提出するものとする。

附則

この要領は、令和3年度分の補助金から適用する。

第1号（用紙 日本産業規格A4縦型）

応募申請書

第 号
年 月 日

静岡県スポーツ・文化観光部観光政策課長 様

所在地

名 称

代表者 氏 名

（個人の場合は、住所及び氏名を記載すること。）

（市町にあつては、市町長 氏 名）

年度において、観光デジタル化推進事業費補助金に応募したいので、関係書類を添えて申請
します。

<担当者連絡先>

（郵便番号） 〒 —

（所在地）

（担当者氏名）

（TEL） — —

（FAX） — —

（E-mail）

事業者概要

事業者名			
所在地			
代表者氏名			
活動目的			
発足年月日	年 月 日	構成員数	人 (年 月 日現在) 団体 事業者 (構成員を有しない場合は記入不要)
前年度年間予算	円	他の補助金、 助成金の有無	有 (補助額 円、 補助金名、交付元) 無
活動概要 (主たる事業)			

(注)

- 1 構成員が団体又は事業者である団体は、構成員名簿を添付すること。
- 2 発足年月日が不明な場合は、分かる範囲で記入すること。

事業計画書

1 事業の内容

事業名	
事業主体名	
事業計画内容	

2 事業完了予定年月日

年 月 日

(注) 変更事業計画書の場合は、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記載すること。

収支予算書

1 収入の部

区 分	予 算 額 (変更予算額) (決 算 額)	(予 算 額)	比 較		備 考
			増	△減	
	円	円	円	円	
計					

2 支出の部

区 分	予 算 額 (変更予算額) (決 算 額)	(予 算 額)	比 較		備 考
			増	△減	
	円	円	円	円	
計					

支出明細書

項目	積算根拠
事務費 (内訳)	円 円 円 円 円 円 円 円 円 円
事業費 (内訳)	円 円 円 円 円 円 円 円 円 円

※様式第4号（収支予算書）2 支出の部と整合を図ること。